

改定前	改定後	頁	備考
守谷市地域防災計画 地震災害対策編 目次 第1章 総則 第1節 地域防災計画（地震災害対策編）の概要 第1 目的…………… 1-1 第2 計画の位置づけ…………… 1-1 第3 県地域防災計画との関係…………… 1-1 第4 計画の修正・見直し…………… 1-1 第5 用語の意義…………… 1-1 第2節 基本方針…………… 1-2 第3節 市の防災環境 第1 自然環境の特性…………… 1-2 第2 社会的環境の特性…………… 1-2 第3 震災の歴史…………… 1-3 第4節 防災関係機関の処理する事務又は業務の大綱 第1 守谷市が処理する事務，業務…………… <u>1-5</u> 第2 常総地方広域市町村圏事務組合が処理する事務，業務…………… <u>1-5</u> 第3 常総衛生組合が処理する事務，業務…………… <u>1-6</u> <u>【新規】</u>…………… 第4 茨城県が処理する事務，業務…………… <u>1-6</u> 第5 指定地方行政機関が処理する事務，業務…………… <u>1-7</u> 第6 自衛隊が処理する事務，業務…………… <u>1-9</u> 第7 指定公共機関が処理する事務，業務…………… <u>1-9</u> 第8 指定地方公共機関が処理する事務，業務…………… <u>1-11</u> 第9 その他公共的団体及び防災上重要な施設の管理者が処理する事務，業務…………… <u>1-12</u> 第2章 本計画策定上の震災と分析 第1節 地震の想定…………… 2-1 第2節 被害想定	守谷市地域防災計画 地震災害対策編 目次 第1章 総則 第1節 地域防災計画（地震災害対策編）の概要 第1 目的…………… 1-1 第2 計画の位置づけ…………… 1-1 第3 県地域防災計画との関係…………… 1-1 第4 計画の修正・見直し…………… 1-1 第5 用語の意義…………… 1-1 第2節 基本方針…………… 1-2 第3節 市の防災環境 第1 自然環境の特性…………… 1-2 第2 社会的環境の特性…………… 1-2 第3 震災の歴史…………… 1-3 第4節 防災関係機関の処理する事務又は業務の大綱 第1 守谷市が処理する事務，業務…………… <u>1-6</u> 第2 常総地方広域市町村圏事務組合が処理する事務，業務…………… <u>1-7</u> 第3 常総衛生組合が処理する事務，業務…………… <u>1-7</u> 第4 <u>県南総合防災センターが処理する事務，業務…………… 1-7</u> 第5 茨城県が処理する事務，業務…………… <u>1-7</u> 第6 指定地方行政機関が処理する事務，業務…………… <u>1-8</u> 第7 自衛隊が処理する事務，業務…………… <u>1-10</u> 第8 指定公共機関が処理する事務，業務…………… <u>1-11</u> 第9 指定地方公共機関が処理する事務，業務…………… <u>1-12</u> 第10 その他公共的団体及び防災上重要な施設の管理者が処理する事務，業務…………… <u>1-13</u> 第2章 本計画策定上の震災と分析 第1節 地震の想定…………… 2-1 第2節 被害想定		防災備蓄品の拡充 (以下修正)

改定前			改定後			頁	備考
第1	建物被害	2-2	第1	建物被害	2-2		
第2	人的被害	2-2	第2	人的被害	2-2		
第3	ライフライン被害	2-2	第3	ライフライン被害	2-2		
第4	生活への影響	2-3	第4	生活への影響	2-3		
第3節	不足する人力の概要		第3節	不足する人力の概要			
第1	消火活動	2-4	第1	消火活動	2-4		
第2	救助活動	2-4	第2	救助活動	2-4		
第3	医療救護活動	2-4	第3	医療救護活動	2-4		
第4	重症者の搬送	2-5	第4	重症者の搬送	2-5		
第5	応急仮設住宅	2-5	第5	応急仮設住宅	2-5		
第6	し尿量	2-5	第6	し尿量	2-5		
第3章 地震災害予防計画			第3章 地震災害予防計画				
第1節	震災対策組織と情報・通信ネットワークの整備		第1節	震災対策組織と情報・通信ネットワークの整備			
第1	対策に携わる組織整備	3-1	第1	対策に携わる組織整備	3-1		
第2	相互応援体制の整備	3-2	第2	相互応援体制の整備	3-2		
第3	防災組織等の活動体制の整備・育成	3-3	第3	防災組織等の活動体制の整備・育成	3-3		
第4	情報・通信ネットワークの整備	3-5	第4	情報・通信ネットワークの整備	3-5		
第2節	地震に強いまちづくり		第2節	地震に強いまちづくり			
第1	防災まちづくりの推進	3-9	第1	防災まちづくりの推進	3-9		
第2	建築物の耐震・不燃化の推進	3-10	第2	建築物の耐震・不燃化の推進	3-10		
第3	土木施設の耐震化等の推進	3-11	第3	土木施設の耐震化等の推進	3-11		
第4	ライフライン施設の耐震化の推進	3-12	第4	ライフライン施設の耐震化の推進	3-11		
第5	地盤災害防止対策の推進	3-15	第5	地盤災害防止対策の推進	3-15		
第6	危険物等施設の安全確保の推進	3-16	第6	危険物等施設の安全確保の推進	3-16		
第7	文化財等の保護の推進	3-17	第7	文化財等の保護の推進	3-17		
第8	事前復興対策の実施	3-17	第8	事前復興対策の実施	3-17		
第2節	地震被害軽減への備え		第3節	地震被害軽減への備え			
第1	緊急輸送手段の確保	3-18	第1	緊急輸送手段の確保	3-18		
第2	消防、救急・救助活動の強化	3-20	第2	消防、救急・救助活動の強化	3-20		
第3	医療・救護活動の整備	3-22	第3	医療・救護活動の整備	3-22		

改定前			改定後			頁	備考
第4	被災者支援のための備え……………	3-24	第4	被災者支援のための備え……………	3-24		
第5	避難行動要支援者、要配慮者の安全確保のための備え……………	<u>3-29</u>	第5	避難行動要支援者、要配慮者の安全確保のための備え……………	<u>3-30</u>		
第6	帰宅困難者の安全確保のための備え……………	<u>3-33</u>	第6	帰宅困難者の安全確保のための備え……………	<u>3-34</u>		
第7	燃料不足への備え……………	<u>3-35</u>	第7	燃料不足への備え……………	<u>3-36</u>		
第8	廃棄物・汚水処理への備え……………	<u>3-36</u>	第8	廃棄物・汚水処理への備え……………	<u>3-37</u>		
第4節 防災教育・訓練			第4節 防災教育・訓練				
第1	防災教育……………	<u>3-38</u>	第1	防災教育……………	<u>3-39</u>		
第2	防災訓練……………	<u>3-40</u>	第2	防災訓練……………	<u>3-41</u>		
第4章 地震災害応急対策計画			第4章 地震災害応急対策計画				
第1節 初動対応			第1節 初動対応				
第1	職員の配備と動員……………	4-1	第1	職員の配備と動員……………	4-1		
第2	災害対策本部等の設置等……………	4-1	第2	災害対策本部等の設置等……………	4-1		
第2節 災害情報の収集・伝達・分析・報告			第2節 災害情報の収集・伝達・分析・報告				
第1	情報の収集・伝達・報告……………	4-1	第1	情報の収集・伝達・報告……………	4-1		
第2	被害情報等の収集・集約・分析……………	4-2	第2	被害情報等の収集・集約・分析……………	4-2		
第3	通信・情報手段の確保……………	4-2	第3	通信・情報手段の確保……………	4-2		
第4	広報活動……………	4-2	第4	広報活動……………	4-2		
第3節 派遣・応援要請及び円滑な受援			第3節 派遣・応援要請及び円滑な受援				
第1	自衛隊派遣要請・受入体制の確保……………	4-2	第1	自衛隊派遣要請・受入体制の確保……………	4-2		
第2	応援要請・受入体制の確保……………	4-2	第2	応援要請・受入体制の確保……………	4-2		
第3	防災関係機関等との連携……………	4-3	第3	防災関係機関等との連携……………	4-3		
第4節 被害軽減対策			第4節 被害軽減対策				
第1	緊急輸送手段の確保……………	4-3	第1	緊急輸送手段の確保……………	4-3		
第2	物流拠点の確保・運用……………	4-3	第2	物流拠点の確保・運用……………	4-3		
第3	消火、救急・救助活動……………	4-4	第3	消火、救急・救助活動……………	4-4		
第4	医療救護活動……………	4-4	第4	医療救護活動……………	4-4		
第5	対応能力向上活動……………	4-4	第5	対応能力向上活動……………	4-4		
第6	財政措置……………	4-5	第6	財政措置……………	4-5		
第7	燃料確保計画……………	4-5	第7	燃料確保計画……………	4-5		
第8	二次災害の防止策……………	4-5	第8	二次災害の防止策……………	4-5		

改定前	改定後	頁	備考
第5節 避難対策 第1 避難・誘導…………… 4-5 第2 施設利用者の安全対策…………… 4-5 第3 避難所運営…………… 4-5 第4 避難生活における健康の確保…………… 4-6 第6節 被災者生活支援 第1 被災者への広報活動…………… 4-7 第2 生活物資の供給…………… 4-7 第3 要配慮者支援対策…………… 4-7 第4 応急教育・保育等対策…………… 4-7 第5 災害ボランティア活動支援…………… 4-8 第6 帰宅困難者対策…………… 4-8 第7 ペット保護対策…………… 4-8 第7節 災害救助法の適用…………… 4-8 第8節 応急・復旧・事後処理 第1 住宅応急対応策…………… 4-9 第2 ライフライン施設の応急復旧…………… 4-9 第3 清掃処理…………… 4-9 第4 交通の確保・障害物の除去…………… 4-10 第5 行方不明者捜索…………… 4-10 第6 遺体処理，火葬，埋葬…………… 4-10 第5章 災害復旧・復興計画 第1節 被災者生活の安定 第1 り災証明書の発行…………… 5-1 第2 住宅等被害認定調査…………… 5-1 第3 災害義援金品の配布…………… 5-1 第4 被災者支援対応…………… 5-1 第5 生活資金の支給・融資…………… 5-2 第6 被災者生活再建支援制度の適用…………… 5-2 第7 中小企業等の再建支援…………… 5-2	第5節 避難対策 第1 避難・誘導…………… 4-5 第2 施設利用者の安全対策…………… 4-5 第3 避難所運営…………… 4-5 第4 避難生活における健康の確保…………… 4-6 第6節 被災者生活支援 第1 被災者への広報活動…………… 4-7 第2 生活物資の供給…………… 4-7 第3 要配慮者支援対策…………… 4-7 第4 応急教育・保育等対策…………… 4-7 第5 災害ボランティア活動支援…………… 4-8 第6 帰宅困難者対策…………… 4-8 第7 ペット保護対策…………… 4-8 第7節 災害救助法の適用…………… 4-8 第8節 応急・復旧・事後処理 第1 住宅応急対応策…………… 4-9 第2 ライフライン施設の応急復旧…………… 4-9 第3 清掃処理…………… 4-9 第4 交通の確保・障害物の除去…………… 4-10 第5 行方不明者捜索…………… 4-10 第6 遺体処理，火葬，埋葬…………… 4-10 第5章 災害復旧・復興計画 第1節 被災者生活の安定 第1 り災証明書の発行…………… 5-1 第2 住宅等被害認定調査…………… 5-1 第3 災害義援金品の配布…………… 5-1 第4 被災者支援対応…………… 5-1 第5 生活資金の支給・融資…………… 5-2 第6 被災者生活再建支援制度の適用…………… 5-2 第7 中小企業等の再建支援…………… 5-2		

改定前		改定後		頁	備考											
第2節 公共施設の災害復旧……………	5-2	第2節 公共施設の災害復旧……………	5-2	1-3	被害範囲を県内とした											
第3節 激甚災害の指定……………	5-2	第3節 激甚災害の指定……………	5-2													
第4節 復興事業の推進……………	5-3	第4節 復興事業の推進……………	5-3													
第1章 総則		第1章 総則														
第3節 市の防災環境		第3節 市の防災環境														
第3 震災の歴史		第3 震災の歴史														
県における過去の地震及びその災害の歴史について，明治以降の地震を対象に「日本____地震総覧」及び県の資料等により_____下表に整理する。（以下省略）		県における過去の地震及びその災害の歴史について，明治以降の地震を対象に「日本 <u>被害</u> 地震総覧」及び県の資料等により <u>広範囲の被害及び県内での死者・負傷者の発生または震度5弱以上となった災害</u> を下表に整理する。（以下省略）		1-3	表示の修正											
県の地震被害（明治以降の地震）		県の地震被害（明治以降の地震）		1-4	被害範囲を県内とした											
<table><tr><td><u>年月日</u></td><td><u>M</u></td><td><u>地震名</u></td><td>震源地</td><td>震度</td><td>県内の被害__等</td></tr></table>		<u>年月日</u>	<u>M</u>			<u>地震名</u>	震源地	震度	県内の被害__等	<table><tr><td><u>発震年月日</u></td><td><u>マグニチュード</u></td><td>震源地</td><td>震度</td><td>県内の被害<u>摘要</u>等</td></tr></table>		<u>発震年月日</u>	<u>マグニチュード</u>	震源地	震度	県内の被害 <u>摘要</u> 等
<u>年月日</u>	<u>M</u>	<u>地震名</u>	震源地			震度	県内の被害__等									
<u>発震年月日</u>	<u>マグニチュード</u>	震源地	震度			県内の被害 <u>摘要</u> 等										
追加																
2005.10.19 （平成17年）		【略】		1-4	県の地震被害に統一											
2008.5.8 （平成20年）		【略】		1-4	県の地震被害に統一											

2005.10.19 （平成17年）		【略】	県内で負傷者__ 1 __, ____
2008.5.8 （平成20年）		【略】	県内で負傷者 1 名_____ _____ _____

2005.10.19 （平成17年）		【略】	銚田市で負傷者 1 名, 物的被害なし。
2008.5.8 （平成20年）		【略】	水戸市で震度5弱を記録, 負傷者 1 名（常総市）, 下妻・土浦で住家一部破損7棟。

改定前				改定後				頁	備考	
2011.3.11 (平成23年)	【略】	7.0	死者65, 行方不明 1, 負傷者712, 住家被害（全壊2,629棟, 半壊24,374棟, 一部損壊191,490棟）	2011.3.11 (平成23年)	【略】	6強	東北地方太平洋沖地震 死者66, 行方不明 1, 負傷者714, 住家被害（全壊2,634棟, 半壊24,995棟, 一部損壊191,490棟）。（令和2年3月31日現在）	1-4	県の地震被害に統一（負傷者, 家屋被害を令和2年3月31日現在とした）	
追加				2011.4.11 (平成23年)	7.0	福島県浜通り	6弱	1-5		被害範囲を県内とした (以降同じ)
追加				2011.4.12 (平成23年)	6.4	福島県中通り	6弱	北茨城市で震度6弱を記録, 負傷者1名, 物的被害なし。		
追加				2011.4.16 (平成23年)	5.9	茨城県南部	5強		銚田市で震度5強を記録, 負傷者2名（笠間市, かすみがうら市）。	
追加				2011.8.1 (平成23年)	6.5	駿河湾	5弱		日立市, 常陸大宮市で震度5弱を記録, 負傷者5名（水戸市, ひたちなか市, 常陸大宮市, 筑西市, 桜川市）, 物的被害なし。	
追加				2011.8.19 (平成23年)	6.5	福島県沖	4	日立市で震度4を記録, 負傷者1名。		
追加				2011.11.20 (平成23年)	5.3	茨城県北部	5強	日立市で震度5強を記録, 負傷者1名。		
追加				2012.2.19 (平成24年)	5.2	茨城県北部	5弱	日立市で震度5弱を記録, 負傷者1名（つくばみらい市）, 物的被害なし。		
								1-5		

改定前				改定後					頁	備考
追加				2012.3.1 (平成24年)	5.3	茨城県沖	5弱	東海村で震度5弱を記録，負傷者1名（日立市），物的被害なし。	1-5	
追加				2012.12.7 (平成24年)	7.3	三陸沖	5弱	常陸太田市，常陸大宮市で震度5弱を記録，負傷者2名（水戸市で重症，土浦市で軽症），県沿岸部に津波注意報発表。	1-6	
追加				2013.1.31 (平成25年)	4.7	茨城県北部	5弱	日立市で震度5弱を記録，負傷者1名，物的被害なし。		
追加				2016.5.16 (平成28年)	5.5	茨城県南部	5弱	小美玉市で震度5弱を記録，負傷者1名（つくば市），物的被害なし。		
追加				2016.11.24 (平成28年)	6.2	福島県沖	4	高萩市で震度4を記録，負傷者1名（水戸市）。		
2016.12.28 (平成28年)	【略】	5弱～ 6弱	負傷者2名	2016.12.28 (平成28年)	【略】		6弱	高萩市で震度6弱を記録，負傷者2名（高萩市、北茨城市），高萩市で住家一部損壊5棟。	1-6	
追加				2017.8.2 (平成29年)	5.5	茨城県北部	4	水戸市，日立市で震度4を記録，負傷者2名（日立市で重症，水戸市で軽症），物的被害なし。		
追加				2017.8.2 (平成29年)	4.6	茨城県南部	4	土浦市他で震度4を記録，負傷者1名（美浦村），物的被害なし。		
追加				2018.9.5 (平成30年)	5.5	茨城県沖	4	日立市，高萩市で震度4を記録，高萩市で住家一部損壊1棟，人的被害なし。		

改定前	改定後	頁	備考
第4節 防災関係機関の処理する事務又は業務の大綱 第1 守谷市が処理する事務，業務 <u>7 避難の勧告，指示に関すること</u> <u>第4 （新設）</u> <u>第4 茨城県が処理する事務，業務</u> <u>第5 指定地方行政機関が処理する事務，業務</u> 2 関東総合通信局 <u>（1）電波及び有線電気通信の監理に関すること。</u> <u>（2）防災及び災害対策用無線局の開設，整備についての指導に関する</u> <u>こと。</u> <u>（3）災害時における非常通信の確保に関すること。</u> <u>（4）非常通信の計画及びその実施についての指導に関すること。</u> <u>（5）非常通信協議会の育成及び指導に関すること。</u> 4 関東信越厚生局 <u>厚生労働省との連携に関すること。</u> 6 関東農政局 （4）災害時における災害救助用米穀の<u>需給調整</u>に関すること。	第4節 防災関係機関の処理する事務又は業務の大綱 第1 守谷市が処理する事務，業務 <u>7 災害時における円滑かつ迅速な避難の確保に関すること。</u> <u>第4 県南総合防災センターが処理する事務，業務</u> <u>1 食糧や防災用機材などの備蓄に関すること。</u> <u>2 災害時の救援物資の供給に関すること。</u> <u>3 防災学習施設としての使用に関すること。</u> <u>第5 茨城県が処理する事務，業務</u> <u>第6 指定地方行政機関が処理する事務，業務</u> 2 関東総合通信局 <u>（1）非常無線通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営に</u> <u>関すること。</u> <u>（2）災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車の貸し出し</u> <u>に関すること。</u> <u>（3）非常災害時における重要通信の疎通を確保するため，無線局の</u> <u>開局，周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を</u> <u>口頭等により許認可を行う特例措置（臨機の措置）の実施に関</u> <u>すること。</u> <u>（4）電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等の情報提供に</u> <u>関すること。</u> 4 関東信越厚生局 <u>（1）管内の被害情報の収集及び伝達に関すること。</u> <u>（2）関係機関との連絡調整に関すること。</u> 6 関東農政局 （4）災害時における災害救助用米穀の<u>供給</u>に関すること。	1-6 1-7 1-7 1-8 1-8 1-9 1-9	災対法改正に伴う 変更 備蓄品の拡充 県の計画に基づく 修正 県の計画に基づく 修正 県の計画に基づく 修正

改定前	改定後	頁	
13 東京管区気象台 _____ (2) 気象、地象（地震にあつては、_____ 地震動に限る）、水象の予報及び_____ 警報・注意報並びに台風、大雨、竜巻、突風等に関する情報等を適時・的確に_____ 防災機関に伝達するとともに、これらの機関や報道機関による市民への情報等の周知に関する事。 <u>第6</u> 自衛隊が処理する事務、業務 <u>第7</u> 指定公共機関が処理する事務、業務 4 東日本高速道路株式会社（関東支社） 会社の管理する高速自動車国道及び一般有料道路に係る道路の保全及び応急復旧工事の<u>実施</u>に関する事。 7 <u>東京電力ホールディングス株式会社、東京電力フエエル&パワー株式会社、東京電力パワーグリッド株式会社、東京電力エナジーパートナー株式会社、</u> (省略) 8 日本通運株式会社 _____ 災害時における救援物資<u>及び避難者の</u>輸送の協力に関する事 10 株式会社NTTドコモ _____ <u>第8</u> 指定地方公共機関が処理する事務、業務 1 茨城県土地改良事業団体連合会（守谷土地改良区、高野土地改良区、守谷市大野土地改良区、菅生沼土地改良区） _____ 農地・農業用施設の被害調査と災害復旧に関する事。 2 <u>一般社団法人茨城県医師会取手医師会（</u> _____） (1) 災害時における応急医療活動<u>及び助産活動</u>に関する事。 (2) <u>市と医療機関との連絡調整に関する事</u>	13 東京管区気象台 <u>(水戸地方気象台)</u> (2) 気象、地象（地震にあつては、<u>発生した断層運動による</u>地震動に限る）、水象の予報及び<u>特別警戒・</u>警報・注意報並びに台風、大雨、竜巻、突風等に関する情報等を適時・的確に<u>発表し</u>防災機関に伝達するとともに、これらの機関や報道機関による市民への情報等の周知に関する事。 <u>第7</u> 自衛隊が処理する事務、業務 <u>第8</u> 指定公共機関が処理する事務、業務 4 東日本高速道路株式会社（関東支社） 会社の管理する高速自動車国道及び一般有料道路に係る道路の保全及び応急復旧工事の<u>施工</u>に関する事。 7 <u>東京電力パワーグリッド株式会社（茨城総支社）、株式会社JERA</u> (省略) 8 日本通運株式会社、<u>佐川急便株式会社、ヤマト運輸株式会社、西濃運輸株式会社</u> 災害時における<u>救助物資の</u>輸送の協力に関する事。 10 株式会社NTTドコモ <u>(茨城支店)</u> <u>第9</u> 指定地方公共機関が処理する事務、業務 1 茨城県土地改良事業団体連合会（守谷土地改良区、高野土地改良区、守谷市大野土地改良区、菅生沼土地改良区） <u>各土地改良区の</u>農地・農業用施設の<u>支援及び復旧に関する事。</u> 2 <u>医療関係団体（一般社団法人茨城県医師会、公益社団法人茨城県歯科医師会、公益社団法人茨城県薬剤師会、公益社団法人茨城県看護協会）</u> <u>災害時における応急医療活動に関する事。</u>	1-10 1-10 1-11 1-11 1-11 1-12 1-12 1-12 1-12	県の計画に基づく修正 県の計画に基づく修正 県の計画に基づく修正 県の計画に基づく修正 県の計画に基づく修正 県に統一整理統合

改定前	改定後	頁	備考
3 関東鉄道株式会社 <u>(1) 鉄道施設等の整備，保全に關すること</u> <u>(2) 災害時における救援物資及び避難者の輸送の協力に關すること。</u> 4 一般社団法人茨城県トラック協会 5 東部ガス 6 東日本ガス 7 一般社団法人茨城県高圧ガス保安協会 (1) 高圧ガス事業者の緊急出動態勢の確立に關すること。 8 株式会社茨城新聞社 9 株式会社茨城放送 10 社会福祉法人茨城県社会福祉協議会 11 首都圏新都市鉄道株式会社 第9 その他公共的団体及び防災上重要な施設の管理者が処理する事務，業務 第2章 本計画策定上の震災と分析 第3節 不足する人力の概要 第1 消火活動 震災により市内の同時多数地域で出火した場合，常総広域圏内の各地域でも多数の出火が予想され，現在の保有する消防力では，完全対処が難しい。しかしながら，「第2節 被害想定，第1 建物被害」にあるように地域住民等による初期消火では，458～97棟中137～29棟に上る棟数で全出火件数の約30%が消火可能であることが読み取れる。 第3章 地震災害予防計画 第1節 震災対策組織と情報・通信ネットワークの整備 第1 対策に携わる組織整備 1 概要 (1) 震災時，職員の数的・能力的，継続力確保要領の整備	3 <u>運輸機関（関東鉄道株式会社，一般社団法人茨城県トラック協会，首都圏新都市鉄道株式会社，一般社団法人茨城県バス協会）</u> 災害時における避難者，救援物資その他の輸送の協力に關すること。 <u>(3の運輸機関に集約)</u> 4 <u>ガス事業者（東部ガス株式会社，東日本ガス株式会社）</u> <u>(4のガス事業者に集約)</u> 5 一般社団法人茨城県高圧ガス保安協会 (1) 高圧ガス事業所の緊急出動態勢の確立に關すること。 6 <u>報道機関（株式会社茨城新聞，株式会社茨城放送）</u> <u>(6の報道機関に集約)</u> 7 社会福祉法人茨城県社会福祉協議会 <u>(3の運輸機関に集約)</u> 第10 その他公共的団体及び防災上重要な施設の管理者が処理する事務，業務 第2章 本計画策定上の震災と分析 第3節 不足する人力の概要 第1 消火活動 震災により市内の同時多数地域で出火した場合，常総広域消防圏内の各地域でも多数の出火が予想され，現在の保有する消防力では，完全対処が難しい。しかしながら，「第2節 被害想定，第1 建物被害」にあるように地域住民等による初期消火では，458～97棟中137～29棟に上る棟数で全出火件数の約30%が消火可能であることが読み取れる。 第3章 地震災害予防計画 第1節 震災対策組織と情報・通信ネットワークの整備 第1 対策に携わる組織整備 1 概要 (1) 震災時，職員の数的・能力的，継続力確保要領の整備	1-12 1-12 1-12 1-13 1-13 2-4	整理統合 県に統一 整理統合 整理統合

改定前	改定後	頁	備考
（注1）被災市町村を迅速・的確に支援するため、県や市町村職員による「_____災害対応支援チーム」を組織するとともに、被災地で適切な活動を行う。 第2 相互応援体制の整備 2 応援要請 市は、災害時の応援要請が迅速かつ円滑に実施できるよう、応援要請手続き、情報伝達方法等について整備するとともに、職員への周知徹底を図る。 また、平時から協定を締結した市町村及び民間団体等との意思の疎通を図る。 3 応援派遣体制の整備 （2）大規模災害発生時における災害対応支援チームへの派遣 地震発生時には、十分な災害対応や迅速・的確な被災者支援を実施することが困難になることから、発災時に県、市町村職員から構成される「_____災害対応支援チーム」が派遣されるため、平時から県に要員を登録し、研修等により能力を向上させ、発災時には県職員・他市町村の職員とともに被災地に派遣する。 第3 防災組織等の活動体制の整備・育成 3 ボランティア組織との連携 （1）ボランティア受け入れ体制の整備 災害時におけるボランティア活動を支援するため、市社会福祉協議会は、災害____時に<u>「災害ボランティア現地本部」を開設し、円滑なボランティア活動が行えるよう体制を整備する。</u> （2）体制強化と応援体制の確立 市社会福祉協議会は、<u>「災害時における円滑なボランティア活動推進のための体制整備を進めるとともに、必要に応じて他市町村社会福祉協議会と相互応援協定の締結を図る。」</u>	（注1）被災市町村を迅速・的確に支援するため、県や市町村職員による「<u>いばらき</u>災害対応支援チーム」を組織するとともに、被災地で適切な活動を行う。 第2 相互応援体制の整備 2 応援要請 市は、災害時の応援要請が迅速かつ円滑に実施できるよう、応援要請手続き、情報伝達方法等について整備するとともに、職員への周知徹底を図り、<u>「応援部隊の執務スペースの確保に努める。」</u> また、平時から協定を締結した市町村及び民間団体等との意思の疎通を図る。 3 応援派遣体制の整備 （2）大規模災害発生時における災害対応支援チームへの派遣 地震発生時には、十分な災害対応や迅速・的確な被災者支援を実施することが困難になることから、発災時に県、市町村職員から構成される「<u>いばらき</u>災害対応支援チーム」が派遣されるため、平時から県に要員を登録し、研修等により能力を向上させ、発災時には県職員・他市町村の職員とともに被災地に派遣する。 第3 防災組織等の活動体制の整備・育成 3 ボランティア組織との連携 （1）ボランティア受け入れ体制の整備 災害時におけるボランティア活動を支援するため、市社会福祉協議会は、災害発生時に<u>「災害ボランティア活動の「受け入れ窓口」となることとし、災害発生時には、その活動が円滑に行われるよう、被災地のニーズを集約する機能及び体制等あらかじめ整備を図るものとする。」</u> （2）体制強化と応援体制の確立 市社会福祉協議会は、<u>「ボランティアの受け入れを円滑に進めるため、市町村社会福祉協議会間における相互応援協定を締結し、災害時の協力体制強化を図るものとする。」</u>	3-1 3-2 3-3 3-4 3-5	県の計画に基づく修正 県の計画に基づく修正 県の計画に基づく修正 県の計画に基づく修正 県の計画に基づく修正

改定前	改定後	頁	備考												
(3) ボランティア活動の普及と啓発 市社会福祉協議会及び市民協働推進課は、<u>災害時において多くのボランティアの協力を得て、円滑な活動ができるよう、市民、企業等に対してボランティア活動の普及と啓発を行う。</u>	(3) ボランティア活動の普及と啓発 市社会福祉協議会及び市民協働推進課は、<u>災害時におけるボランティアの十分な協力と円滑な活動に結び付けるため、市民・企業等に対するボランティア活動の普及・啓発を行うとともに、学校教育においてもボランティア活動の普及に努めるものとする。</u> <u>また、市民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備に努めるものとする。</u>	3-5	県の計画に基づく修正												
(4) ボランティア活動拠点の整備 生涯学習課及び交通防災課は、災害時においてボランティア活動が円滑に行えるよう、平常時から活動拠点（中央公民館）の整備に努める_____	(4) ボランティア活動拠点の整備 生涯学習課及び交通防災課は、災害時においてボランティア活動が円滑に行えるよう、平常時から活動拠点（中央公民館）の整備に努めるとともに、<u>情報伝達手段となる通信機器等の資機材の整備を進める。</u>	3-5	県の計画に基づく修正												
第4 情報・通信ネットワークの整備	第4 情報・通信ネットワークの整備	3-5	市の組織改正に伴う修正												
<table><tr><th>項目</th><th>担当課</th></tr><tr><td>防災情報発信・取得システムの整備等</td><td>交通防災課，<u>企画課</u>，秘書課，市民協働推進課</td></tr></table>	項目	担当課	防災情報発信・取得システムの整備等	交通防災課， <u>企画課</u> ，秘書課，市民協働推進課	<table><tr><th>項目</th><th>担当課</th></tr><tr><td>防災情報発信・取得システムの整備等</td><td>交通防災課，<u>デジタル戦略課</u>，秘書課，市民協働推進課</td></tr></table>	項目	担当課	防災情報発信・取得システムの整備等	交通防災課， <u>デジタル戦略課</u> ，秘書課，市民協働推進課						
項目	担当課														
防災情報発信・取得システムの整備等	交通防災課， <u>企画課</u> ，秘書課，市民協働推進課														
項目	担当課														
防災情報発信・取得システムの整備等	交通防災課， <u>デジタル戦略課</u> ，秘書課，市民協働推進課														
第2節 地震に強いまちづくり	第2節 地震に強いまちづくり														
3 避難場所・避難路の整備	3 避難場所・避難路の整備														
(2) 避難路の整備	(2) 避難路の整備	3-9	県の計画に基づく修正												
歩道を有する県道,幹線市道 <u>を避難路とする。これらの道路と避難場所を結ぶ道路を含めて次の整備を図るものとする。</u>	歩道を有する県道,幹線市道 <u>及び避難者宅と避難場所を結ぶ道路，これらの道路を含めて避難路とし，次の整備を図るものとする。</u>														
第8 事前復興対策の実施	第8 事前復興対策の実施	3-17	市の組織改正に伴う修正												
<table><tr><th>項目</th><th>担当課</th></tr><tr><td>復興手順の明確化</td><td>企画課</td></tr><tr><td>復興基礎データの整備</td><td><u>企画課</u></td></tr></table>	項目	担当課	復興手順の明確化	企画課	復興基礎データの整備	<u>企画課</u>	<table><tr><th>項目</th><th>担当課</th></tr><tr><td>復興手順の明確化</td><td>企画課</td></tr><tr><td>復興基礎データの整備</td><td><u>デジタル戦略課</u></td></tr></table>	項目	担当課	復興手順の明確化	企画課	復興基礎データの整備	<u>デジタル戦略課</u>		
項目	担当課														
復興手順の明確化	企画課														
復興基礎データの整備	<u>企画課</u>														
項目	担当課														
復興手順の明確化	企画課														
復興基礎データの整備	<u>デジタル戦略課</u>														

改定前	改定後	頁	備考																								
第3節 地震被害軽減への備え 第4 被災者支援のための備え 【省略】 <u>（新規）</u> 1 避難所，避難場所の整備 <u>（2）その他の避難所等</u> <u>（新規）</u> <u>（新規）</u> <u>（新規）</u> <u>（新規）</u>	第3節 地震被害軽減への備え 第4 被災者支援のための備え 【省略】 <u>・県南総合防災センターは，生活救援物資及び備蓄品の迅速な供給が図れるよう努めるものとする。</u> 1 避難所，避難場所の整備 <u>（2）その他の避難所等</u> <u>指定避難所以外で，体調不良者等避難所，要配慮者避難所及びペット避難所，さらに状況により推奨される避難方法としての分散避難による「車両避難場所」を開設する。</u> ① 体調不良者等避難所 <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>住所</th><th>電話番号</th><th>MCA番号</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>守谷市中央公民館</td><td>守谷市百合ヶ丘二丁目2540番地の1</td><td>48-6731</td><td></td></tr> </tbody> </table> ② 要配慮者避難所 <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>住所</th><th>電話番号</th><th>MCA番号</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>損害保険ジャパン （株）守谷総合研修センター</td><td>守谷市松前台五丁目3番地</td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table> ③ ペット避難所 <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>住所</th><th>電話番号</th><th>MCA番号</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>もりや学びの里</td><td>守谷市板戸井2418番地</td><td>48-0525</td><td></td></tr> </tbody> </table>	名称	住所	電話番号	MCA番号	守谷市中央公民館	守谷市百合ヶ丘二丁目2540番地の1	48-6731		名称	住所	電話番号	MCA番号	損害保険ジャパン （株）守谷総合研修センター	守谷市松前台五丁目3番地			名称	住所	電話番号	MCA番号	もりや学びの里	守谷市板戸井2418番地	48-0525		3-24 3-25 3-25 3-25 3-26	備蓄品の拡充 避難所計画の修正による改正
名称	住所	電話番号	MCA番号																								
守谷市中央公民館	守谷市百合ヶ丘二丁目2540番地の1	48-6731																									
名称	住所	電話番号	MCA番号																								
損害保険ジャパン （株）守谷総合研修センター	守谷市松前台五丁目3番地																										
名称	住所	電話番号	MCA番号																								
もりや学びの里	守谷市板戸井2418番地	48-0525																									

改定前	改定後	頁	備考								
<u>(新規)</u> 第5 避難行動要支援者，要配慮者の安全確保のための備え 3 在宅避難行動要支援者の救護体制の確保 (1) 避難行動要支援者の把握 市は，避難行動要支援者の避難支援等を円滑かつ迅速に行うため，対象者を網羅した，「避難行動要支援者名簿」（以下「名簿」という。）を作成し，情報の取扱いには十分に注意するとともに，災害時の避難支援等を実効性のあるものとするため，「個別__計画」の作成に努める。 (2) 避難行動要支援者名簿情報の提供・更新 ① 名簿情報の提供 ア 名簿提供に同意の場合 【省略】 また，避難支援等関係者の代表者は，市に対し「守谷市避難行動要支援者名簿の取扱いに関する誓約書」を提出し，名簿の提供を受けるとともに，「守谷市避難行動要支援者名簿受領書」（以下「受領書」という。）を提出する。 ② 名簿情報の更新 市は，<u>おおむね6箇月ごとに</u> _____ 名簿の更新を行い，名簿の提供を受けた者に対し，更新後の名簿を提供する。 更新後の名簿の提供を受けた者は，受領書を提出するとともに，更新前の名簿を返還する。	④車両避難場所 <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>住所</th><th>電話番号</th><th>MCA番号</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>イオンタウン守谷</td><td>守谷市百合ヶ丘三丁目249番地の1</td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table> 第5 避難行動要支援者，要配慮者の安全確保のための備え 3 在宅避難行動要支援者の救護体制の確保 (1) 避難行動要支援者の把握 市は，避難行動要支援者の避難支援等を円滑かつ迅速に行うため，対象者を網羅した，「避難行動要支援者名簿」（以下「名簿」という。）を作成し，情報の取扱いには十分に注意するとともに，災害時の避難支援等を実効性のあるものとするため，「個別避難計画」の策定に努める。 (2) 避難行動要支援者名簿情報の提供・更新 ① 名簿情報の提供 ア 名簿提供に同意の場合 【省略】 また，避難支援等関係者の代表者は，市に対し「守谷市避難行動要支援者名簿の取扱いに関する確約書」を提出し，名簿の提供を受けるとともに，「守谷市避難行動要支援者名簿受領書」（以下「受領書」という。）を提出する。 ② 名簿情報の更新 市は，<u>避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう，定期的に</u>名簿の更新を行い，名簿の提供を受けた者に対し，更新後の名簿を提供する。 更新後の名簿の提供を受けた者は，受領書を提出するとともに，更新前の名簿を返還する。	名称	住所	電話番号	MCA番号	イオンタウン守谷	守谷市百合ヶ丘三丁目249番地の1			3-26 3-31 3-32 3-32	県の計画に基づく修正 市の実施要綱に基づく 災対法改正に伴う変更
名称	住所	電話番号	MCA番号								
イオンタウン守谷	守谷市百合ヶ丘三丁目249番地の1										

改定前		改定後		頁	備考																
第 7 燃料不足への備え 【省略】		第 7 燃料不足への備え 【省略】		3-36	市の組織改正に伴う修正																
<table><tr><th>項目</th><th>担当課</th></tr><tr><td>燃料の調達，供給体制の整備</td><td>財政課</td></tr><tr><td>重要施設・災害応急対応車両等の指定</td><td>財政課</td></tr><tr><td>災害応急対応車両専用・優先給油所の指定</td><td>財政課</td></tr><tr><td>平時の心構え</td><td>財政課</td></tr></table>	項目	担当課	燃料の調達，供給体制の整備			財政課	重要施設・災害応急対応車両等の指定	財政課	災害応急対応車両専用・優先給油所の指定	財政課	平時の心構え	財政課	<table><tr><th>項目</th><th>担当課</th></tr><tr><td>燃料の調達，供給体制の整備</td><td>管財課</td></tr><tr><td>重要施設・災害応急対応車両等の指定</td><td>管財課</td></tr><tr><td>災害応急対応車両専用・優先給油所の指定</td><td>管財課</td></tr><tr><td>平時の心構え</td><td>管財課</td></tr></table>	項目	担当課	燃料の調達，供給体制の整備	管財課	重要施設・災害応急対応車両等の指定	管財課	災害応急対応車両専用・優先給油所の指定	管財課
項目	担当課																				
燃料の調達，供給体制の整備	財政課																				
重要施設・災害応急対応車両等の指定	財政課																				
災害応急対応車両専用・優先給油所の指定	財政課																				
平時の心構え	財政課																				
項目	担当課																				
燃料の調達，供給体制の整備	管財課																				
重要施設・災害応急対応車両等の指定	管財課																				
災害応急対応車両専用・優先給油所の指定	管財課																				
平時の心構え	管財課																				